

〇二本松市賑わいづくり支援事業補助金交付要綱

平成29年3月28日告示第73号

二本松市賑わいづくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内各地の賑わいを創出するために、商業者組織及びまちづくり団体等が実施するイベント事業に対し、補助金を交付することによってその活動を支援し、もって市内地域経済の活性化及び交流人口の拡大に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者組織 市内の商店会若しくは複数の商店会の連合組織又は共通のサービス事業を提供するために商業者を中心に組織された団体をいう。
- (2) まちづくり団体 市内のまちづくり活動を自主的に行うために地域の住民を中心に組織された団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 商業者組織
- (2) まちづくり団体
- (3) 二本松商工会議所
- (4) あだたら商工会
- (5) その他市長が特に補助金の交付が適当であると認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を目的として市内で開催するイベント事業で、補助対象経費が20万円以上の事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の賑わいを創出するための話題性・先駆性のある事業
- (2) 事業を実施する地域の他団体と連携し、地域全体で取り組む事業
- (3) 市内物産品の販売促進に寄与する事業
- (4) 市外からの集客が見込める事業
- (5) その他市長が地域経済の活性化及び交流人口の拡大に資すると認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、報償費、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料・保険料、広告宣伝費、委託料、使用料・賃借料、原

材料費、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除く。

- (1) 個人の資産になると認められる経費
- (2) 販売を目的とするものと認められる経費
- (3) 食糧費のうち嗜好品と認められる経費
- (4) 委託料のうち計画策定又は調査研究にかかる業務委託経費
- (5) 補助対象経費全体の2分の1以上を占める委託料又は備品購入費
- (6) 事業で使用したたものとして明確に区分できない経費
- (7) 補助金の交付決定前に支出している経費
- (8) その他市長が適当でないと認める経費
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度として、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の申請及び交付については、二本松市補助金等交付規則（平成17年二本松市規則第37号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

2 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
 - (2) 収支予算書（第2号様式）
- (実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、事業が完了したときは、規則第16条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第3号様式）
 - (2) 収支決算書（第4号様式）
 - (3) 補助対象経費の領収書又は受領書の写し
 - (4) 実績を示す写真その他事業概要がわかるもの
- (補則)

第9条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

第2号様式 (第7条関係)

第3号様式 (第8条関係)

第4号様式 (第8条関係)